

地域の入札契約を取り巻く現状・課題

I 地域要件

- 地域の建設業者の活用により円滑・効率的な施工が期待できる工事を対象に、地域の中小・中堅建設企業の育成や経営の安定化等を図る観点から、**近隣地域での工事実績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする方法**

II 総合評価落札方式

- 工期、機能、安全性などの**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する方式**

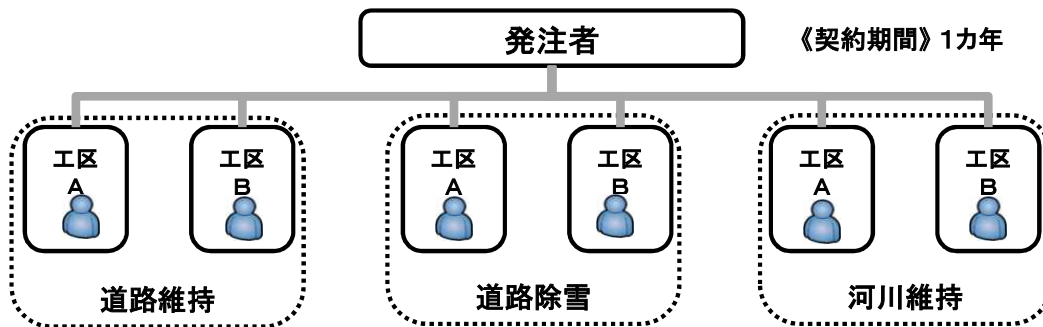
【総合評価の評価項目例】

| | |
|--------------------------|----------------------------------|
| 技術提案に関する項目 | 工期短縮、品質向上、環境の維持(騒音・振動・水質汚染など) など |
| 施工能力等に関する項目 | 企業・技術者の過去の同種工事実績、工事成績 など |
| 地域精通度・貢献度等 に関する項目 | 災害協定の締結、災害協定に基づく活動実績 など |

III 地域における社会資本の維持管理に資する方式 (地域維持型契約方式)

- 地域の社会資本の維持管理 (災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなど) について、**包括的な事業の契約単位 (工種・工区・工期)** として、**地域企業による包括的な体制で実施する方式**

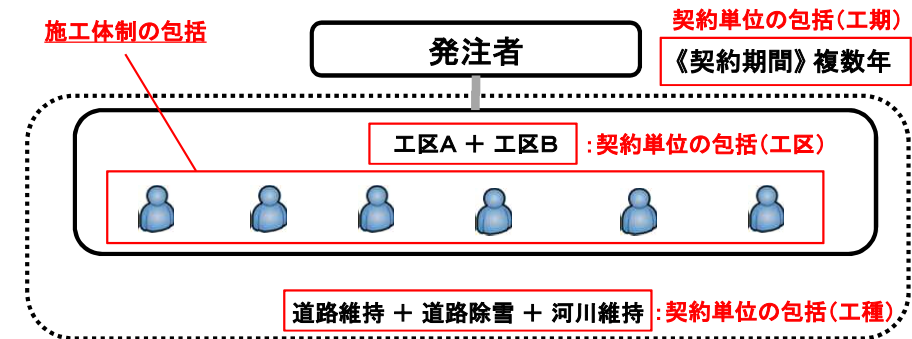
従来の方式(業務・工事を個別に発注)



(課題)

- ロットが小さく、施工が非効率
- 契約期間が長く、監理技術者の専任が負担
- オペレータ・機械が不足している地域では地域維持の担い手の確保が困難

地域維持型契約方式(複数年契約、一括発注、共同受注)



- (期待される効果)
- ロットの大型化により、施工効率が向上
 - 監理技術者の専任要件が緩和(地域維持型JVの場合)
 - 人・機械の有効活用による施工体制の安定的確保

■ 一般競争入札における地域要件の設定状況

| | 採用している | 採用していない | 採用している割合 |
|------|--------|----------|----------|
| 国 | 10 | 9 (※1) | 52.6% |
| 都道府県 | 46 | 1 | 97.9% |
| 指定都市 | 20 | 0 | 100.0% |
| 市区町村 | 1106 | 181 (※2) | 85.9% |

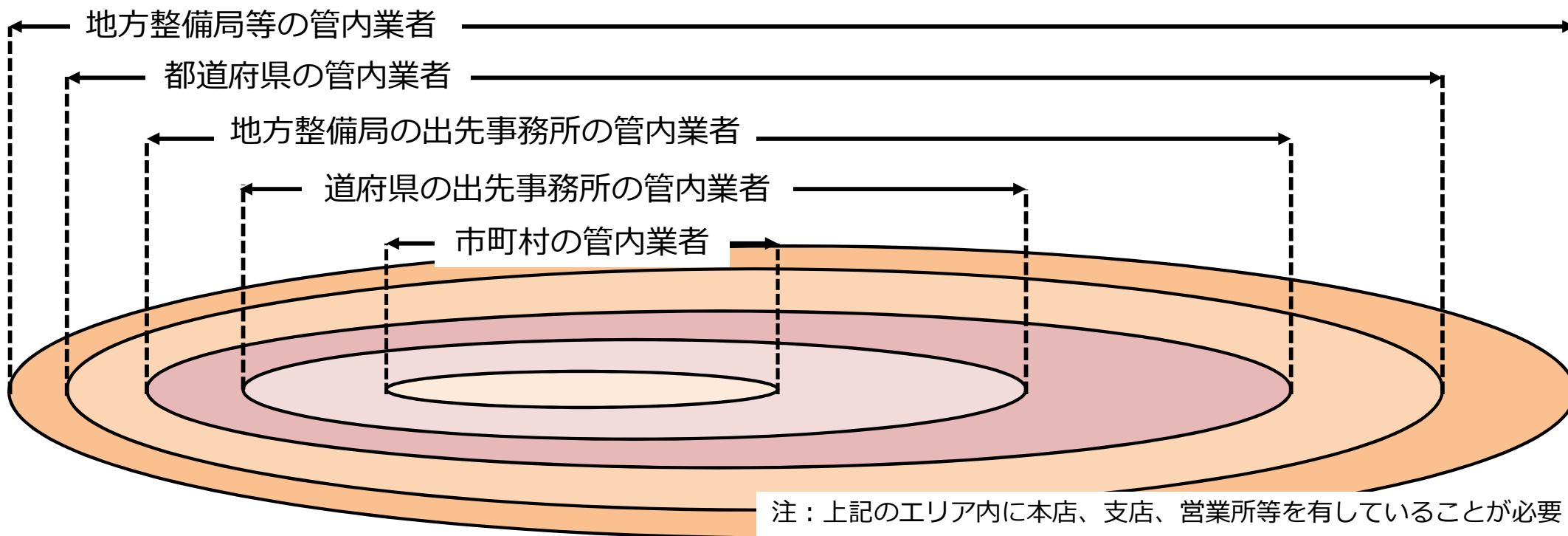
※1 国の機関で地域要件を採用していない主な理由（過去の聞き取り）

- ・過去の入札において応札者が少ない傾向にあり、地域要件を付さずに幅広く競争参加者を募る必要があるため
- ・1件当たりの発注金額が小さく、地域要件を採用しなくても、競争参加資格により、事実上地元の建設企業が受注できているため

※2 不採用団体181のうち173団体（95.6%）が、一般競争入札による年間の発注件数が5件未満

出所：国土交通省「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」（平成27年度）

■ 地域要件の設定イメージ



注：上記のエリア内に本店、支店、営業所等を有していることが必要

- 総合評価落札方式の評価項目においては、概ね都道府県のほうが市町村よりも地域精通度・地域貢献度に関する項目を採用している傾向。

■ 地域の建設企業の安定的な受注に関する評価項目

← 地域精通度・地域貢献度 →

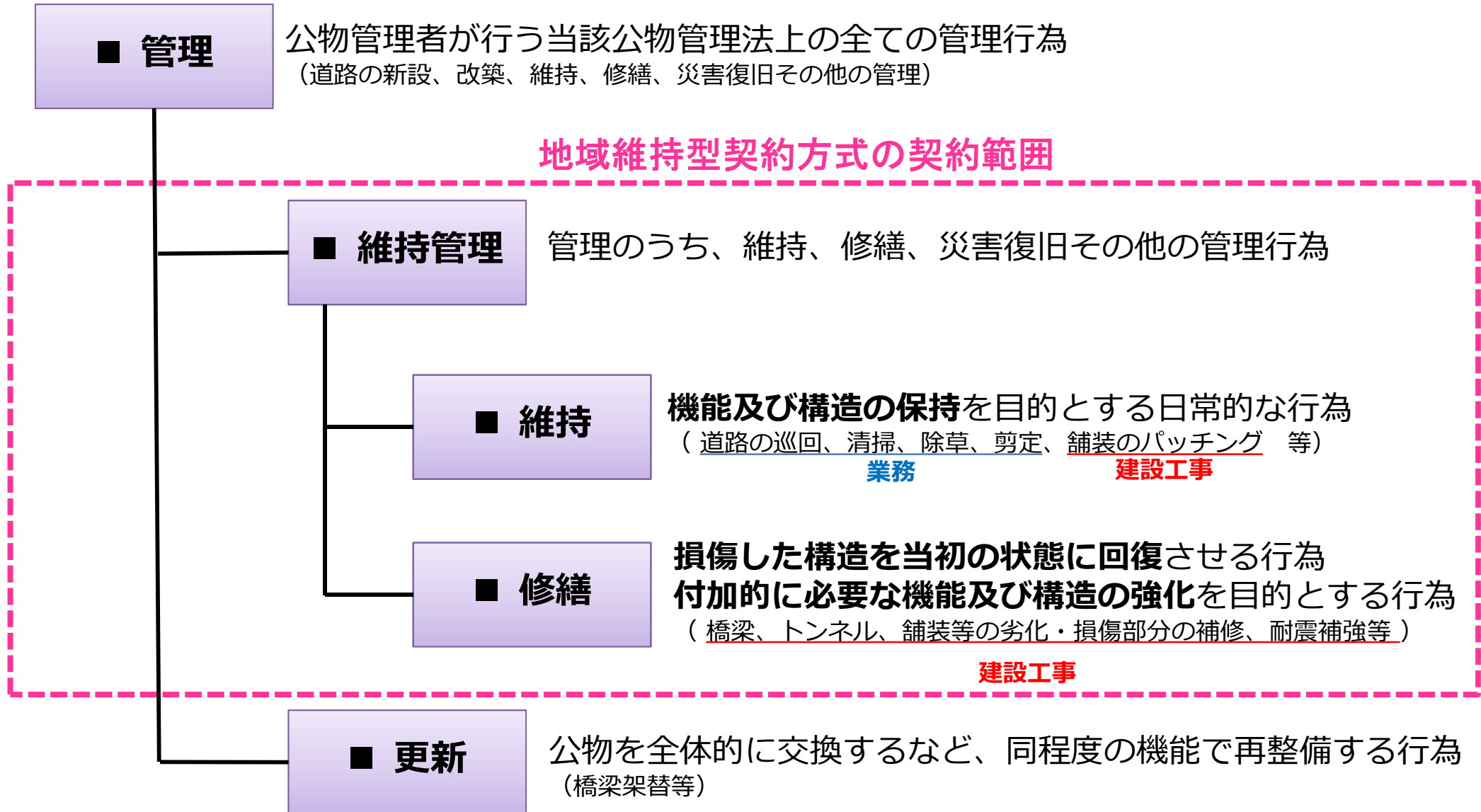
| | 本店・支店・営業所等の所在地 | 近隣地域内での施工実績 | 地域内の下請業者の活用 | 災害協定の締結 | 災害活動（除雪含む）実績 | ボランティア活動実績 | 建設機械の保有の状況 | 手持ち工事量 |
|--------------------------|----------------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------|
| 都道府県 (全47団体) | 43 (91.5%) | 16 (34.0%) | 21 (44.7%) | 37 (78.7%) | 36 (76.6%) | 28 (59.6%) | 16 (34.0%) | 12 (25.5%) |
| 指定都市 (全20団体) | 13 (65.0%) | 0 (0.0%) | 14 (70.0%) | 18 (90.0%) | 9 (45.0%) | 10 (50.0%) | 5 (25.0%) | 2 (10.0%) |
| 市区町村 (全1087団体) | 624 (57.4%) | 93 (8.6%) | 193 (17.8%) | 582 (53.5%) | 472 (43.4%) | 500 (46.0%) | 77 (7.1%) | 113 (10.4%) |
| 国（参考） (全17団体) | 11 (64.7%) | 8 (47.1%) | 4 (23.5%) | 6 (35.3%) | 6 (35.3%) | 6 (35.3%) | 1 (5.9%) | 5 (29.4%) |

※ 総合評価落札方式を採用している団体に限る

※ 全工事件数に占める総合評価落札方式が採用されている工事件数の割合は、都道府県では19%、指定都市では9%、市区町村では2%

| 方式 | 地域維持型JV | 事業協同組合(根拠法:中小企業等協同組合法) | |
|------------|---|--|--|
| | | 共同施工 | 分担施工 |
| イメージ図 | <p>発注者</p> <p>法人格なし</p> <p>地域維持型JV (元請)</p> <p>代表者 建設会社A</p> <p>構成員 建設会社B</p> <p>構成員 建設会社C</p> <p>構成員 建設会社D</p> <p>施工主体は各構成員</p> | <p>発注者</p> <p>法人格あり</p> <p>事業協同組合 (元請)</p> <p>組合員 (建設会社A)</p> <p>組合員 (建設会社B)</p> <p>組合員 (建設会社C)</p> <p>組合員 (建設会社D)</p> <p>施工主体は組合、元下関係なし</p> | <p>発注者</p> <p>法人格あり</p> <p>事業協同組合 (元請)</p> <p>組合員 (建設会社A)</p> <p>組合員 (建設会社B)</p> <p>組合員 (建設会社C)</p> <p>組合員 (建設会社D)</p> <p>下請契約 (元下関係あり)</p> <p>建設会社A</p> <p>建設会社B</p> <p>建設会社C</p> <p>建設会社D</p> <p>施工主体は各組合員</p> |
| 組合員(構成員)要件 | <ul style="list-style-type: none"> 地域や対象となり得る工事の実情に応じ円滑な共同施工が確保できる数 ①総合的な企画・調整・管理を行う者(土木事業又は建築工事業の許可を有する者)を少なくとも1社含む ②工事に対応する許可業種の営業年数が数年ある、元請として一定の実績、全ての構成員が、当該工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置、地域に精通しているとともに、迅速かつ確実に現場に到達できる | <ul style="list-style-type: none"> 地区内にある小規模事業者(設立要件の関係から4社以上、上限なし) | |
| 建設業許可 | <ul style="list-style-type: none"> 構成員全員に許可が必要 | <ul style="list-style-type: none"> 全ての組合員に加え、組合本体としても許可が必要(法人格があるため) | |
| 結成 | <ul style="list-style-type: none"> 自主結成 | <ul style="list-style-type: none"> 4人以上が発起人になり、設立総会等の一定の手続きを経て、行政庁の認可を受ける。 | |
| リスク分担 | <ul style="list-style-type: none"> 全構成員(甲型)・各構成員(乙型) | <ul style="list-style-type: none"> 組合 | <ul style="list-style-type: none"> 組合員 |
| 元下関係 | <ul style="list-style-type: none"> 元下関係なし | <ul style="list-style-type: none"> 元下関係なし | <ul style="list-style-type: none"> 組合と組合員は元下関係 |
| 備考 | <ul style="list-style-type: none"> 各構成員の営業年数等に一定の制約。 | <ul style="list-style-type: none"> 所管行政庁等からの認可、法人登記、建設業許可などの手続きを経ることが別途必要。 各組合員とは別に、事業協同組合そのものに技術者を配置する必要(分担施工の場合)。 | |

地域維持型契約方式の契約範囲



都道府県における地域維持型契約方式の業務内容

○ 都道府県の地域維持型契約においては、内容面で工事・業務を包括して発注するケースが多いが、**「業務」「工事」**いずれの区分で発注するかは、それぞれのウエイトや予算制約上の事情などの理由により、**団体ごとに判断が異なる。**



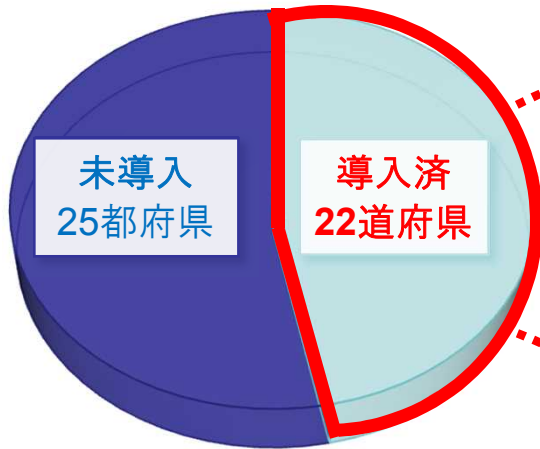
- ・「業務」発注でも、その内容に工事が含まれている場合には、建設業許可（土木一式工事）や工事の格付（一般土木C等級等）などを競争参加資格としている例が多い。
- ・「工事」発注でも、JV構成員が役務（巡回、除草、除雪等）のみを分担する場合には、当該構成員に**建設業許可等を不要としている例もある。**

| 都道府県名 | 工事件名 | 発注区分 | 業務 | 工事 | 競争参加資格 |
|-------|---------------------------------------|------|---|---|--|
| A | 県道〇〇号外道路維持管理業務 | 工事 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">除草</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道路清掃</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道路維持修繕</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">舗装維持修繕</div> | 工種・格付：土木一式（各構成員） 建設業許可：土木一式 |
| B | △△線他道路維持修繕工事他等2工事合冊 ※除草については業務委託契約 | 工事 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">倒木伐採・除草</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">除雪</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">落石、崩土の除去作業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ポットホール処理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道路付属物の補修等</div> | 工種・格付：土木一式Ⅲ等級以上 建設業許可：土木工事業に係る許可 |
| C | 土木施設維持修繕業務委託工事 | 工事 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道路・河川パトロール</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">除草・植栽管理</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">落石、崩土の除去作業</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">ポットホール処理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道路付属物の補修等</div> | 工種・格付：建設工事（各構成員） 建設業許可：土木一式（代表者） 土木一式又は舗装（構成員） ※乙型の構成員が役務のみである場合、許可等は要しない |
| D | ××道路管理業務委託 | 業務 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">除草・植栽管理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">交通管理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">除雪</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道路維持修繕</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">舗装維持修繕</div> | 工種・格付：一般土木工事A（代表者のみ） 建設業許可：土木一式、とび・土工、造園、舗装 ※地域維持型JVの場合 |
| E | 土木事務所管内北部地域総合メンテナンス業務委託 | 業務 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">道路・河川パトロール</div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">応急維持管理</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">砂防急傾斜地等維持管理</div> | 工種・格付：一般土木工事A（代表者） 一般土木工事（構成員） 建設業許可：土木一式 ※地域維持型JVの場合 |

地域維持型契約方式の導入状況等（平成28年度実績）

- 導入22道府県の約半数以上が契約総額10億円未満かつ契約件数10件未満であるところ、地域維持型契約が十分に浸透しているとは言い難い。
- 契約期間については、道路等維持管理事業では2年以上の工期がある案件が多く見られるが、除雪事業では1年未満のものが太宗を占めている。
- 契約総額については、道路維持管理事業と除雪事業との間に大きな差は見られないが、1件あたりの平均契約額では除雪事業のほうが高い（約4倍）になっている。

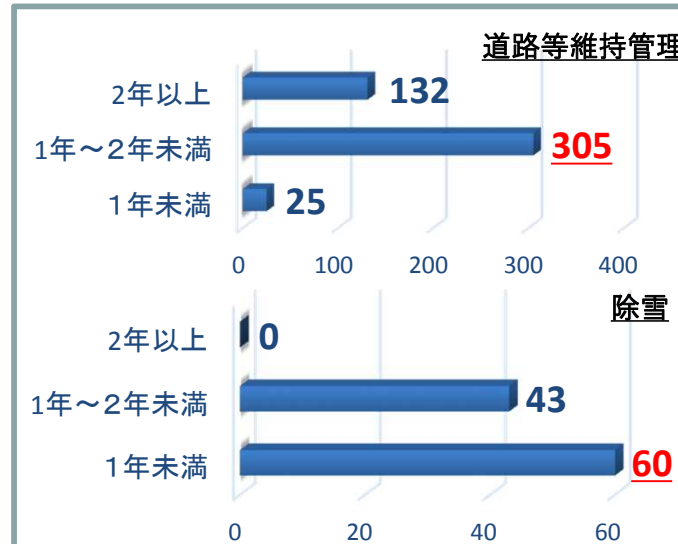
出典：ブロック別監理課長等会議事前アンケート調査（平成28年度下期）



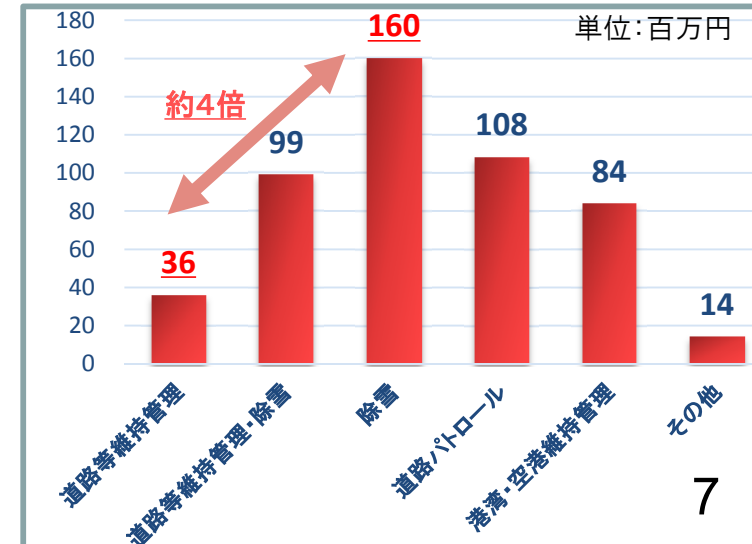
単位：百万円

| 業務内容 | 件数 (22団体合計) | 契約総額 (22団体合計) |
|------------|----------------|------------------|
| 道路等維持管理 | 462 | 16,696 |
| 道路等維持管理・除雪 | 31 | 3,067 |
| 除雪 | 103 | 16,483 |
| 道路パトロール | 17 | 1,837 |
| 港湾・空港維持管理 | 6 | 503 |
| その他 | 9 | 126 |

業務内容別工期内訳



1件あたりの平均契約額



地域維持事業を包括的に契約している例①(都道府県)

| 自治体名 | 業務内容 | 導入エリア 路線 | 契約件数 | 工期 | 契約金額 (総計) (単位:百万円) | 請負形態 (単体・組合・JV等) | 構成 業者数 | 競争方式 | 導入年度 |
|------|-------------------------------|-------------|------|---------------|--------------------------|---------------------|-----------|----------------------|----------------------------|
| 北海道 | 除雪業務 | 49管内/49管内 | 51件 | 5ヶ月 | 11,227 | 単体・組合・JV | 2~14 | 一般競争 | H10~ |
| 青森県 | 道路の維持管理等 | 1管内/6管内 | 1件 | 1年 | 194 | 地域維持型JV | 7 | 簡易公募型プロポーザル | H24.4~ |
| 岩手県 | 道路・河川の維持・修繕、除排 雪 | 2管内/14管内 | 5件 | 3年 (実稼動2年) | 799 | 地域維持型JV | 3~6 | 参加者の有無を確認する 公募手続き | H25.3~ |
| 秋田県 | 除雪 | 38地区/38地区 | 38件 | 1年8月 | 5,144 | 地域維持型JV | 2~4 | 一般競争 (価格競争) | H23.10~ |
| 福島県 | 道路・河川の維持修繕 (除雪・施設点検含) | 2管内 | 2件 | 1年~2年 | 1,197 | 事業協同組合 | 8~10 | プロポーザル | H21.4~ H27.4~ |
| 栃木県 | 道路・河川砂防に係る除雪・緊 急点検・維持管理 | 7管内/10管内 | 7件 | 7箇月 | 929 | 事業協同組合 | 18~78 | 公募型プロポーザル | H22.10~ |
| 群馬県 | 道路パトロール | 県内全域 | 1件 | 3年 | 682 | 事業協同組合 | 1 | 条件付一般競争 | H23~ |
| 長野県 | 道路維持補修 | 県内全域97工区 | 97件 | 1年 | 2,800 | 地域維持型JV | 3~16 | | (一部)H22.4~ (県内全域)H25.4~ |
| 石川県 | 除雪 | 5地区 | 5件 | 1年 | - | 地域維持型JV | 2~4 | 随意契約 | H24.11~ |
| 岐阜県 | 道路・河川の維持・修繕等 | 七宗町 | 1件 | 1年 | 15 | 地域維持型JV | 5 | 一般競争(総合評価) | H24~ |
| 静岡県 | 土木一式工事 | 過疎地域 | 9件 | 1年未満 | 126 | 単体 | 1 | 一般競争 | H24.4~ |
| 三重県 | 公共土木施設の維持・小規模 修繕、雪氷対策、道路除草 | 10管内/10管内 | 64件 | 1年 | 単価契約 | 地域維持型JV | 3~11 | 一般競争(総合評価) | H26.10~ |

地域維持事業を包括的に契約している例②(都道府県)

| 自治体名 | 業務内容 | 導入エリア 路線 | 契約件数 | 工期 | 契約金額 (総計) (単位：百万円) | 請負形態 (単体・組合・JV等) | 構成 業者数 | 競争方式 | 導入年度 |
|------|--|--------------------------------|------|--------|--------------------------|---------------------|-----------|------------|----------------|
| 京都府 | 道路河川の維持管理、除雪及び凍結防止材散布 | 府北部地区 | 3 | 1年 | 47 | 単体 | - | 一般競争 | H21~ |
| 兵庫県 | 緊急小規模、点々補修、照明灯具取替、除雪・凍結防止剤散布、消雪工点検調整補修 | 新温泉町 | 1件 | 1年 | 109 | 地域維持型JV | 12 | 制限付き一般競争 | H26.4~ |
| 奈良県 | 道路・河川の維持修繕、舗装修繕、雪寒 | 1町・1旧村 (町村合併前の1村) /39市町村 | 2件 | 1年 | 48 | 地域維持型JV | 各4 | 一般競争(総合評価) | H28.4~ |
| 島根県 | 道路パトロール | 3管内/12管内 | 3件 | 2年 | 86 | 事業協同組合 | ~58 | 随意契約 | H25~ |
| 広島県 | 道路・河川の維持・修繕等 | 4管内/9管内 | 12件 | 9箇月~2年 | 352 | 単体 | 1 | 随意契約又は指名競争 | H25.4~ |
| 山口県 | 道路巡視・道路年間維持 | 8管内/8管内 | 28件 | 1年 | 818 | 単体 | 1 | 指名競争 | H19.4~ |
| 愛媛県 | 道路・河川・砂防・海岸の維持・修繕等 | 1市町/20市町 (新居浜区域) | 1件 | 1年 | 23 | 事業協同組合 | - | 公募型指名競争 | H23.4~ |
| 長崎県 | 道路の監視・維持修繕 | 8管内/11管内 | 9件 | 3年 | 112 | 単体 | 1 | 一般競争(価格競争) | H23~ |
| 熊本県 | 道路植栽管理 | 10管内 | 88件 | 3年 | 935 | 単体 | 1 | 指名競争 | H26.3~ |
| 宮崎県 | 道路・河川・砂防の維持・修繕等 | 全県 | 26件 | 1年 | 1,108 | 事業協同組合 地域維持型JV | 4~92 | 一般競争(総合評価) | H27.4~ (試行) |

地域維持事業の包括的な契約を導入・実施している地方公共団体からは

- 災害時や緊急時も含めた人員・機械等の施工体制の安定的・効率的かつ迅速・円滑な確保【受注者】
- インフラの維持管理が持続的・安定的に行われること(きめ細やかな住民サービス)に対する住民の安心感【地域住民】
- 包括的発注による発注事務の負担軽減【発注者】

といった効果が挙がっているとの声が寄せられています。

(参考) 地域維持型契約方式の導入状況 (H28は検討中を含む)
 H24年度 H25年度 H26年度 H27年度 **H28年度**
 14道府県→19道府県→23道府県→24道府県→**26道府県**
 (H28.11時点 国土交通省調べ)

地域維持事業を包括的に契約している例③(市区町村)

| 地方公共団体名 | | 業務内容 | 導入エリア 路線 | 契約件数 | 工期 | 契約金額(総計) (単位:百万円) | 請負形態 (単体・組合・J V等) | 構成 企業数 | 競争方式 | 導入年度 |
|---------|------|--|-------------------|------|--------|----------------------|-------------------------|-----------|--------------------------------|----------------------|
| 北海道 | 札幌市 | 道路維持除雪業務 | 23地区 (市内全域) | 23件 | 1年 | 14,986 | 特定JV | 5~13 | 一般競争 | H23.10~ |
| 北海道 | 幕別町 | 道路の維持・修繕、除雪等 | 2地区/2地区 | 2件 | 7年 | 856 | 事業協同組合 | 4~5 | 随意契約 (プロポーザル) | H20.4~ |
| 秋田県 | 大仙市 | 道路除排雪業務 | 7地域 | 7件 | 5箇月 | 322 | 地域維持型JV | 5~15 | プロポーザル方式 | H28年度 |
| 千葉県 | 成田市 | ①道路維持補修 ②道路清掃(除草を含む。) ③台風等の災害時の緊急措置 ④除雪(凍結防止作業も含む。) | 9工区 (市内全域) | 9件 | 1年 | 122 | 単体 | — | 簡易公募型 プロポーザル ※H27までは見積競争 | 不明 ※H11.4.1から記録あり |
| 奈良県 | 黒滝村 | 道路・河川の維持・修繕等 | 1管内 | 1件 | 11箇月 | 2.5 | 単体 | 1 | 指名競争 | -- |
| 広島県 | 府中市 | 道路の維持・修繕 | 市内 (東部・西部・北部) | 3件 | 6箇月 | 16 | 単体 (入札は混合) | 1 | 一般競争 | H28.4~ |
| 広島県 | 府中町 | 道路の維持・修繕等 | 町内一円 | 1件 | 1年 | 25 | 単体 | 1 | 指名競争 | 不明 |
| 島根県 | 奥出雲町 | 道路の維持・修繕 | 2地区/2地区 (旧2町村) | 4件 | 6箇月 | 5 | 単体 | 1 | 指名競争 | H25.4~ |
| 徳島県 | 那珂町 | 道路・河川の維持・修繕等 | 3管内/6管内 | 4件 | 5箇月~2年 | 10 | 地域維持型JV | 5~7 | 一般競争 (総合評価) | H233~ |
| 福岡県 | うきは市 | 市道・農道・市有林等の維持管理 出水時の巡視・二次被災防止 | 6エリア/6エリア | 6件 | 1年以内 | 11 | 地域維持型JV | 10者以下 | 随意契約 | H25.5~ |

事例1 林建協働 欧州型林業モデル林構築を目指して

事業概要

岐阜県高山市 たかやま林業・建設業協同組合

- 当組合は、森林組合と建設業の協働による地域の森林整備・木材生産と建設業の複業化の推進を目的として平成22年に設立。
- 先進的な欧州型林業の思想を取り入れ、トラクター式の林業機械を活用できる「欧州型作業道」を導入し、効率的な搬出作業を可能に。
- また、地域の基幹産業である林業経営に建設業の技術(作業道整備)を活かして、建設業としての業務も増加し、雇用の維持・創出に寄与。



同協同組合による伐採作業の様子

事例2 北陸新幹線の金沢延伸を機に金沢風情にこだわったホテルを開業

事業概要

石川県金沢市 (株)高田組

- 金沢市では、北陸新幹線の金沢延伸による観光客の急増を受けて、市内の宿泊施設の不足が課題に。
- そうした中、(株)高田組では、金沢駅近くの市街地で騒音問題で移転させた生コンプラントの跡地の再利用も兼ねホテル業に進出し、新幹線の開業と同日の3月14日に開業。
- 庭園管理や施設管理等これまで培ってきた技能・技術を発揮し、効率的なホテル運営を行っている。また、雇用面では新たに25名を採用し、女性や高齢者の積極的な活用を実現。



同社が運営する金沢市内のホテル

事例3 「建設サービス業」の展開

事業概要

岡山県岡山市 (株)小坂田建設

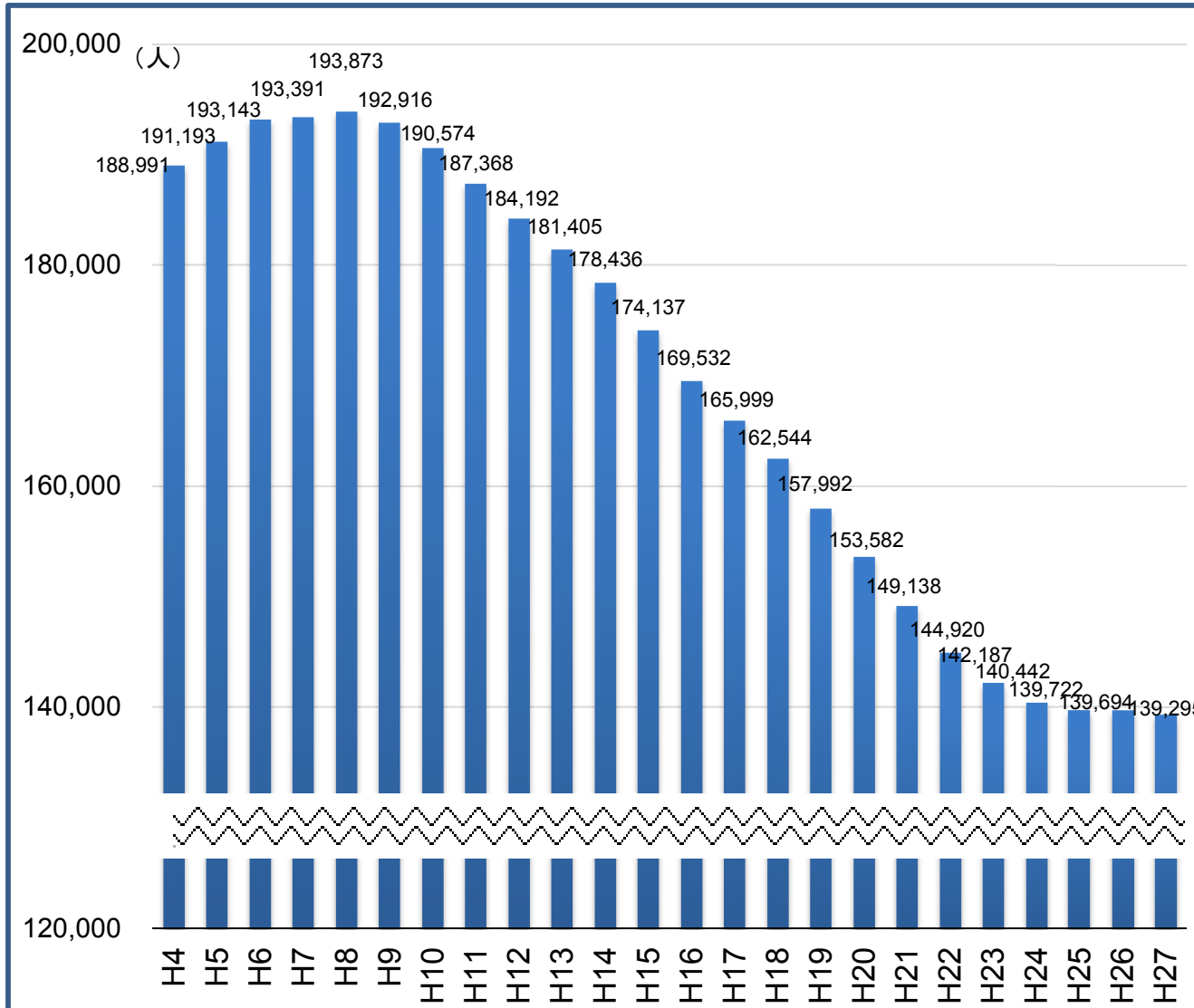
- 中山間地域では住民の高齢化により身近なトラブルに対応する人手やサービスが不足。
- そうした中、(株)小坂田建設では、トイレの詰りや雨どいの修理、雨戸の張り替え、庭の除草といった家まわりのことから、墓地の清掃、蜂の巣の撤去など地域住民の日々の暮らしの中での困りごと全般にワンストップで対応する「建設サービス業」を展開。
- 地域住民の日々の暮らしの中から仕事を発掘し、「地域ニーズの受け皿企業」として事業を展開。



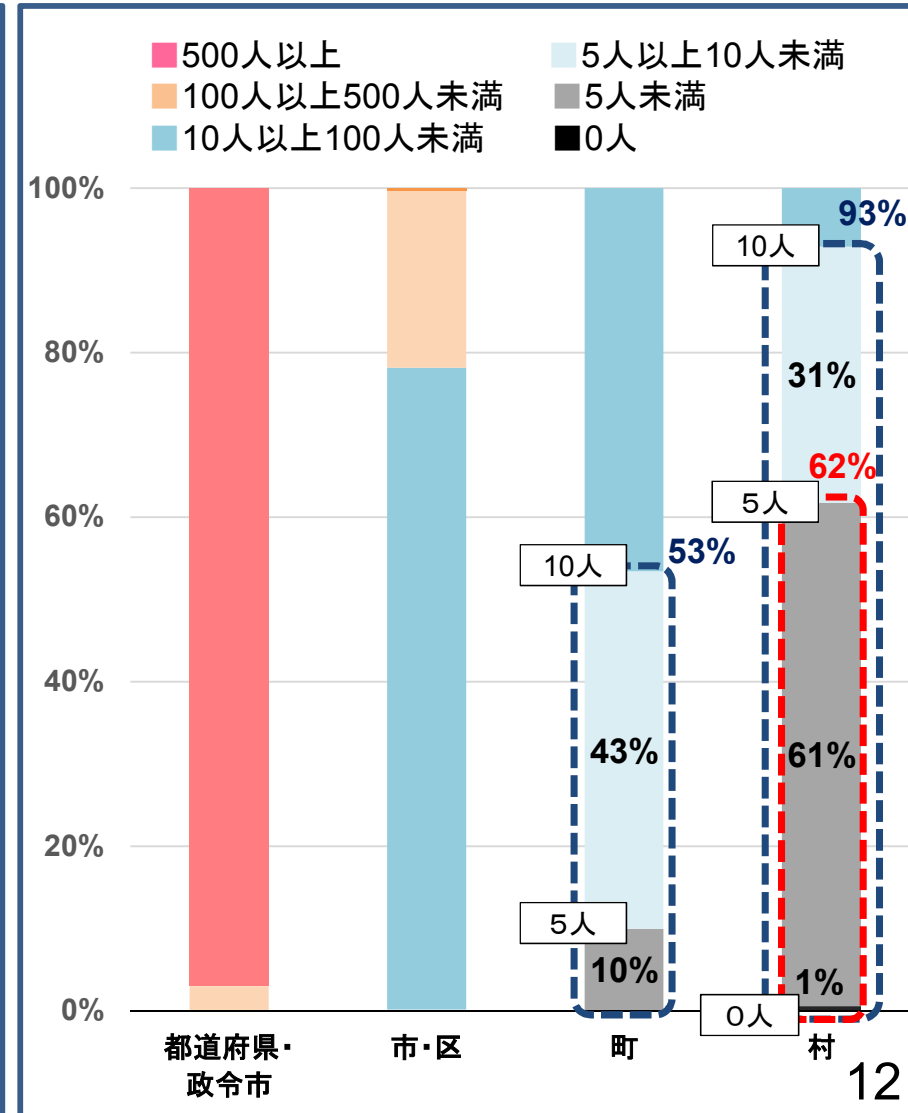
地域の交流の場を目指して開催される同社の「自社お仕事発表会」の様子

- 地方公共団体における土木部門職員の総数は、建設投資ピーク時(平成4年度)から約26%減。
- 各団体ごとの土木部門職員数については、約9割の「村」と約5割の「町」が10人未満、約6割の「村」が5人未満。

【土木部門職員数の推移】



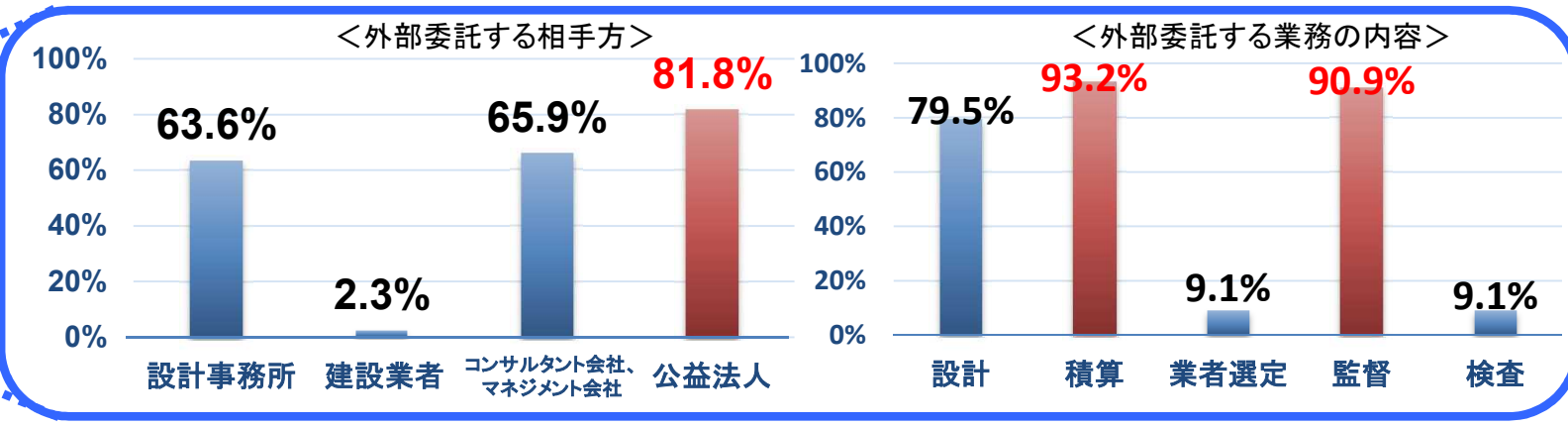
【団体ごとの土木部門職員数】(平成27年度)



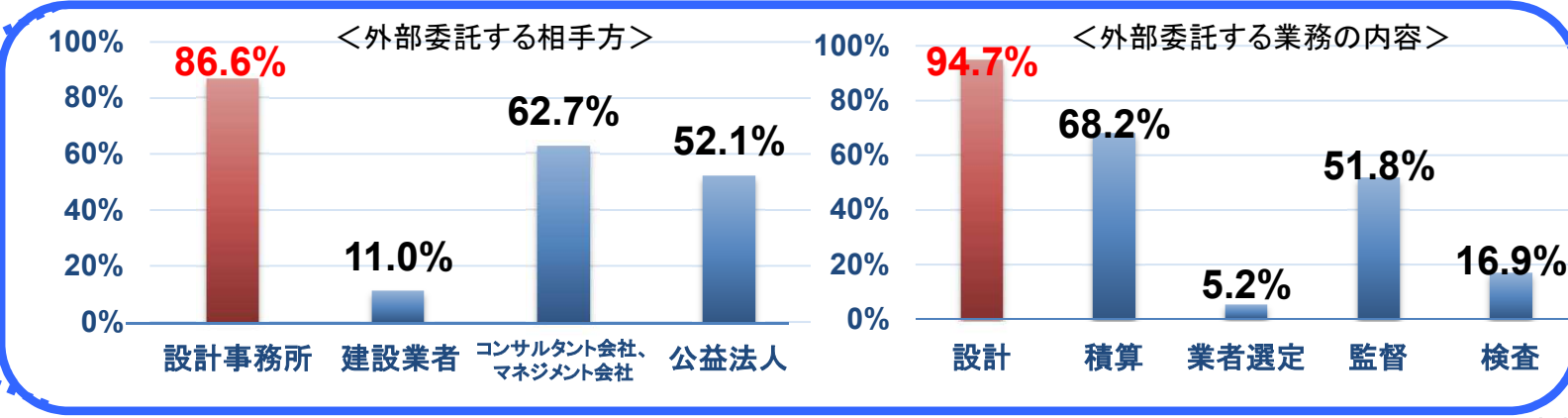
出所:総務省「地方公共団体定員管理調査」

- 発注関係事務の外部委託については、**都道府県レベルでは9割以上、市区町村レベルでは6割近く**の団体が活用している。
- 外部委託する相手方については、**都道府県レベルでは公益法人が8割以上、市区町村レベルでは設計事務所が9割近く**を占めている。
- 外部委託する業務の内容については、**都道府県レベルでは積算業務と監督業務が9割以上、市区町村レベルでは設計業務が9割以上**を占めている。

△都道府県▽



△市区町村▽

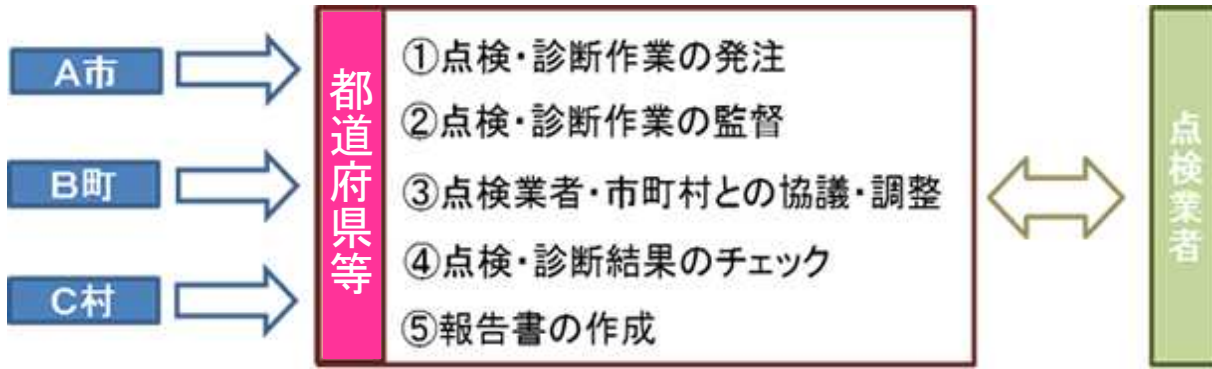


- 市町村のマンパワー・技術力不足を補完するため、**各市町村が管理している橋梁等の点検・診断に関する発注関係事務を、都道府県等に一括して委託。**

➡ **都道府県等は、点検業者に発注し、業務委託契約を締結。**

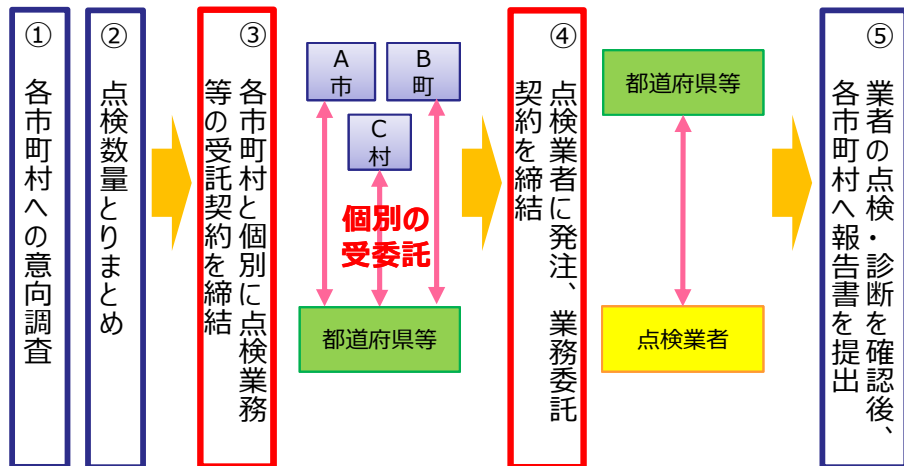
【イメージ図】

(関東地方整備局の管内)



| 都県名 | 一括発注を利用した地方公共団体数 | | |
|-----------|------------------|-----------|----------------------|
| | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 (H29.1末時点) |
| 茨城県 | 8 | 15 | 20 |
| 栃木県 | 0 | 17 | 17 |
| 群馬県 | 16 | 16 | 18 |
| 埼玉県 | 0 | 1 | 4 |
| 千葉県 | 0 | 5 | 11 |
| 東京都 | 1 | 1 | 0 |
| 神奈川県 | 8 | 12 | 21 |
| 山梨県 | 2 | 11 | 13 |
| 長野県 | 0 | 17 | 37 |
| 合計 | 35 | 95 | 141 |

【都道府県等による手続の流れ】



- 技術職員が不足している**市町村の事務負担が軽減**
- 従来は市町村が不定期に発注してきた業務を都道府県等が一括して早期発注することにより、コンサルの**作業工程に余裕が生まれ、点検・診断の精度が向上**
- 発注ロットの大型化により、関与する契約業者数が減少した分、市町村や業者ごとの**診断精度のバラツキが減少**
- 橋梁点検作業車をはじめとする**機材の運用効率が向上**

CM方式とは

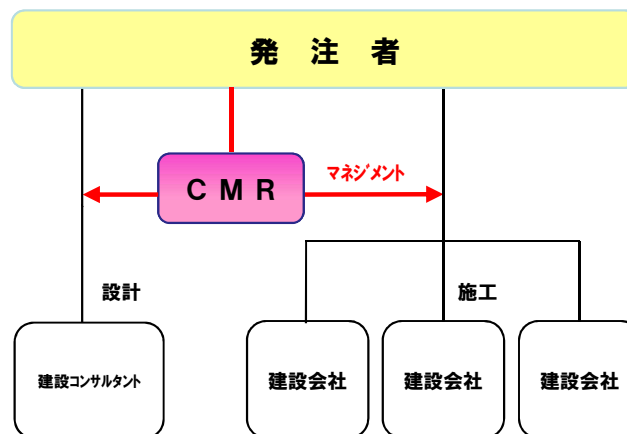
発注者の補助者・代行者であるCMR（コンストラクション・マネージャー）が、技術的な中立性を保ちつつ発注者の側に立って、設計の検討や工事発注方式の検討、工程管理、コスト管理などの各種マネジメント業務の全部又は一部を行うもの。

| 段階 | 業務内容 |
|------|---|
| 設計段階 | ①設計候補者の評価、②設計の検討支援、③設計VE、等 |
| 発注段階 | ①発注区分・発注方式の提案、②施工者の公募・評価、③工事価格算出の支援、④契約書類の作成・アドバイス等 |
| 施工段階 | ①施工者間調整、②工程計画作成・管理、③施工図チェック、④品質管理チェック、⑤コスト管理等 |

※業務内容は発注者のニーズによって取捨選択

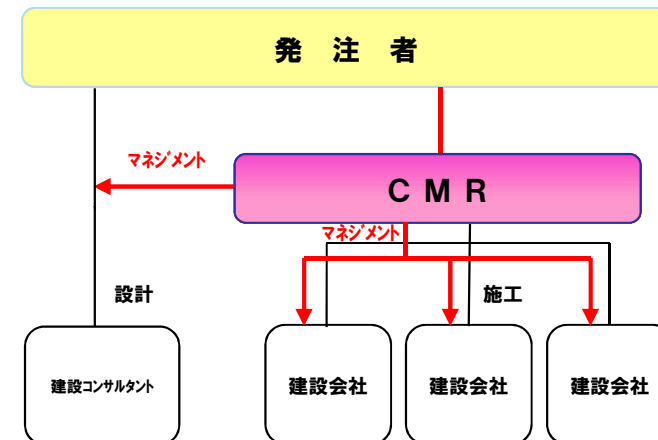
ピュア型CM

- CMRが、設計・発注・施工の各段階において、マネジメント業務を行う方式



アットリスク型CM

- 左記のマネジメント業務を加えて、CMRが施工に関するリスクを負う方式



期待される効果

- 多様な建設生産・管理システムの形成による発注者の選択肢の多様化
- コスト構成の透明化とそれによる適正価格の把握
- 発注プロセスの透明性の確保とステークホルダー（株主、納税者等）への説明責任
- 設計・発注・施工の各段階における民間のマネジメント技術の活用
- 品質管理の徹底
- 発注体制の強化（発注者内技術者の量的・質的補完）
- 品質・技術に優れた施工者の育成（特に専門工事業者）

海外での活用事例

- アメリカ
民間工事では1960年代より活用されており、一般的に広く普及、工事の発注方式として主要な方式の一つとなっている。公共工事でも採用されている。
- イギリス
民間工事では一般的に広く普及、公共工事でも活用されている。
- フランス・ドイツ
民間工事では一部活用されている。

都道府県におけるCM方式の活用事例

| 団体名 | 事業名 | 事業規模 (千円) | 活用した段階 | | | | | 活用した動機 | 選定方法 | 委託費 (フィー) の設定方法 |
|-----|-----------------------------|---------------------------|----------|----|----------|----|-----|--|---|--------------------------------------|
| | | | 調査 計画 | 設計 | 工事 発注 | 施工 | その他 | | | |
| 岩手県 | 大船渡港周辺地区復旧事業 マネジメント業務 | 108,368 | | | | ○ | | 震災に係る復旧・復興工事 の本格的な発注に伴い、発注者側に体制的・技術的な不足が生じていることから、CM業務の導入により、迅速かつ円滑な工事進捗を図る必要があった。 | 簡易公募型 プロポーザル方式 | 技術提案書の 内容を設計書 に反映し、予定 価格を設定 |
| 宮城県 | 都市計画道路門脇流留 復興道路事業線 | 28,433 | | ○ | | ○ | | 大規模な事業 のため、民間の高度な専門的知見やノウハウを活用する必要があった。 | プロポーザル方式 | CM方式活用 の手引き (案)を参考 に設定 |
| 福島県 | 復旧・復興関連事業 | 120,000 (1年間当たり 平均) | ○ | ○ | ○ | ○ | | 短期間に大規模な事業 を実施するため、民間の高度な専門的知見やノウハウを活用する必要があった。 | 公募型 プロポーザル方式 | 見積り |
| 長野県 | 平成15年度 国補千曲川流域 下水道管路施設工事 | 606,800 | | | | ○ | | 大規模工事 で、地元企業を活用した分離発注等を行う必要があったため、CMRによる各工事の調整が必要であった。 | 主要工事の施工 者とCM契約 (独立性を確保す るため工事の主任 技術者と兼任不可 とした) | 監理業務 (C MR) の費用 を別途計上 |
| 静岡県 | 国道1号伊豆縦貫自動車道 関連受託事業 | 20,000 | | | | ○ | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 技術系職員の恒常的な不足及び工期が限られている工事における発注者の体制・能力の量的補完 2. 大規模な工事における発注者の体制・能力の質的補完 3. 高度な技術力を要する施工における発注者・請負者の技術支援 4. CMを通じた発注者内技術者の技術力・マネジメント能力向上 5. 地域の建設企業・専門工事業者の育成 | プロポーザル方式 | 単独随意契約 |
| 福岡県 | 矢部川災害復旧助成事業 | 22,450 | ○ | ○ | | ○ | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 大規模かつ緊急的な災害対応では事業量に対するマンパワーが十分に確保されない。 2. 現場での施工条件の変更が予想される中、コスト削減、工程遅延回避の対応が必要があった。 3. 個別工事ごとに施工者が異なることなどから、効率的に工事を進めるための全体調整が必要があった。 | 指名競争入札 (河川計画、治 水計画、流下能 力計算の実績を 条件) | 見積り |
| 長崎県 | 新県庁舎建設事業 | 36,600 | | ○ | | ○ | | <ol style="list-style-type: none"> 1. 過去に経験のない大規模事業であるため、施工、移転、維持管理の段階での課題を予め抽出した上で、対応方針を検討する必要 2. 同一敷地内に複数の棟があり、設計者、工事監理者、施工者が棟ごとに異なるため、全体の工事間調整を発注者が行う必要 | 一般競争入札 (総合評価) | 見積り |

市町村におけるCM方式の活用事例

| 地方公共団体名 | 水戸市 | 四日市市 | 清瀬市 | 府中市 | 島田市 |
|---------|--|---|---|--|--|
| 事業名 | 体育館建設事業 | 体育館建設事業 | 新庁舎建設事業 | 新庁舎建設事業 | 新病院建設事業 |
| 延床面積 | 約13,000~15,000㎡ | 約14,500~15,500㎡ | 約10,000㎡ | 約30,000㎡ | 約35,000㎡ |
| 敷地面積 | 約47,790㎡ | 約14,000~15,000㎡ | 約12,000㎡ | 約120,000㎡ | 約32,000㎡ |
| 計画内容 | <ul style="list-style-type: none"> 平成31年度開催の「いきいき茨城ゆめ国体」に向け、老朽化の進んでいる体育館を、生涯スポーツ、競技スポーツ、スポーツコンベンション機能を併せ持つ体育館として整備する。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成33年に三重県で開催される国民体育大会に向けた施設整備として、体育館の建替を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震性能不足の課題を抱えている現市庁舎を防災拠点施設として再整備を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 耐震性不足、老朽化、高度情報化及びバリアフリー化対応への限界などの課題を抱えている現市庁舎の建替を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> 老朽化等による診療機能の低下や、耐震性の問題等を抱える現病院を地域の中核を担う急性期病院として、現位置において再整備する。 |
| 課題 | <ul style="list-style-type: none"> 極めてタイトなスケジュール（平成31年国体開催） 大規模建築事業への経験不足 事業費内での確実な事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 極めてタイトなスケジュール（平成33年国体開催） 大規模建築事業への経験不足 事業費内での確実な事業の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 絶対的なマンパワー不足（建築系職員1名） 大規模事業への経験不足 | <ul style="list-style-type: none"> 一時的なマンパワー不足（複数の事業が同時進行している） | <ul style="list-style-type: none"> 複雑かつ多くの関係者 施設の運営継続 変化しやすい外部・内部環境 病院経営など専門知識が特殊 |
| 入札契約方式 | 設計段階から施工者が関与する方式+CM方式 | 設計段階から施工者が関与する方式+CM方式 | CM方式+工事発注方式は検討中 | CM方式+工事発注方式は検討中 | CM方式+工事発注方式は検討中 |
| 現在の事業段階 | <p>【実施設計段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「東町運動公園体育館建設工事」優先交渉権者を平成28年2月29日選定、見積り合せ平成28年11月16日合意、議会承認後、工事契約締結 | <p>【基本設計段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、優先交渉権者選定済み、実施設計段階 | <p>【基本設計段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「清瀬市新庁舎建設CM業務」受託者を平成28年2月29日選定（公募型プロポーザル方式） 契約期間は平成34年2月28日まで 「清瀬市新庁舎建設基本・実施設計業務」を平成28年度5月13日公告、平成28年9月に受託者決定 | <p>【基本設計段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「府中市新庁舎建設発注者技術支援業務委託」受託者を平成28年4月21日選定（指名競争プロポーザル方式） 契約期間は平成30年5月31日まで | <p>【設計者選定段階】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「新島田市民病院建設基本設計コンストラクション・マネジメント業務委託」を平成28年4月8日公告、受託者を5月11日選定（公募型プロポーザル方式） 契約期間は平成29年3月31日まで |
| 支援事業者 | 日建設計コンストラクション・マネジメント(株) | | 明豊ファシリティワークス(株) | | (株)プラスPM |
| 今後の予定 | <ul style="list-style-type: none"> 平成28年 実施設計 平成29~30年度 建設工事 | <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度末 実施設計完了 平成29年度 建設工事着手 平成30年度末 工事完了 | <ul style="list-style-type: none"> 平成28~29年度 基本設計 平成29~30年度 実施設計 平成31~32年度 建設工事 平成33年度 解体工事・外構工事 | <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度~29年度 基本・実施設計 平成29~33年度 建設工事 平成33~34年度 外構工事 | <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度 基本設計 平成29年度 実施設計 平成30~33年度 建設工事（入札契約方式については、平成28年10月頃目途に決定予定） |
| イメージ図 |  <p>南側イメージパース</p> |  |  |  |  |

① 復興事業の進め方・実施体制の検証

<復興事業における主な課題>

発注者体制上の課題

- ❑ 被災市町村にとって、かつて経験したことのない大規模事業への対応
- ❑ 大規模工事の大量・同時発生による技術職員数の不足
- ❑ 復興まちづくりへの知見・ノウハウの不足

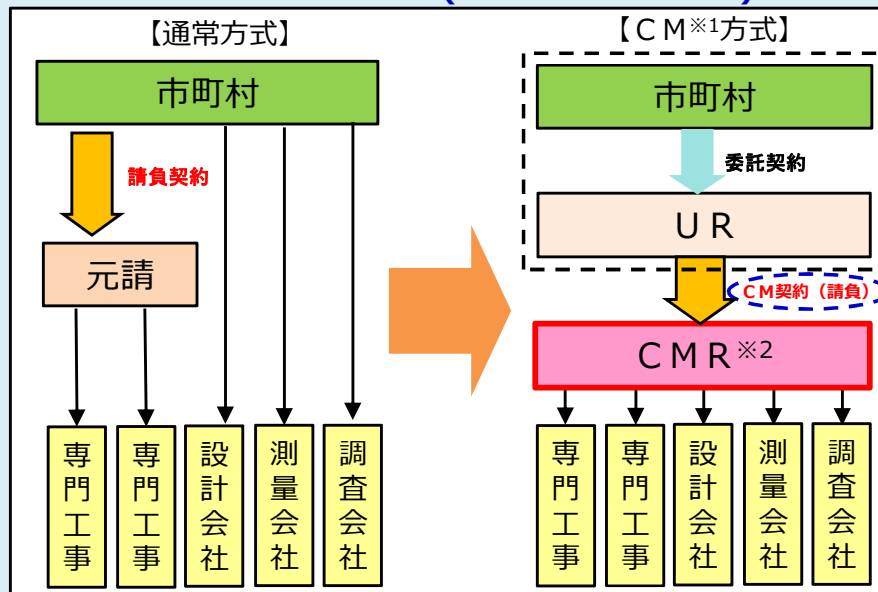
工事実施上の課題

- ❑ 全体の工事量が不確定
- ❑ 職人・資材・重機の確保が困難
- ❑ 段階的な大規模工事が輻輳
- ❑ 地元企業の活用

課題解決のための方策

復興事業の遅延

<事業実施体制の検証(関係者間の役割分担)>



<通常方式とCM方式との比較>

| | 通常 | CM |
|-------|--------|--|
| 発注ロット | 段階的発注 | 大括り |
| 契約方式 | 一括総価請負 | コストプラスフィー ^{※3} オープンブック ^{※4} |
| 専門業者 | 請負者が決定 | CMRが選定 URが承諾 |

※1 Construction Management(コンストラクション・マネジメント)の略
 ※2 Construction Manager(コンストラクション・マネジャー)の略
 ※3 工事等の実費(コスト)の支出を証明する書類とともに請求を受けて実費精算とし、これにあらかじめ合意された報酬(フィー)を加算して支払う方式
 ※4 工事等の費用を施工者に支払う課程において、支払金額とその対価の公正さを明らかにするため、受注者が発注者にすべてのコストに関する情報を開示し、発注者又は第三者が監査を行う方式

② 復興CM方式における契約の仕組みの検証

課題解決に向けた復興CM方式の仕組み

仕組みの詳細(実用ツール)

I マネジメントの活用(CM方式)

- ① CMRの選定・契約方法
- ② CMRの契約上の位置づけ
- ③ 発注者とCMRの役割分担(リスク分担)

II コストプラスフィー契約の導入

- ① コスト上限額の設定方法
- ② コスト算入の基準
- ③ フィーの設定方法

III オープンブック方式の導入

- ① オープンブックの実施方法とコストの透明化
- ② 専門業者の選定・承認方法
- ③ 地元企業の活用方法

③ 復興CM方式の展開に向けた新たな枠組み・課題の整理

<期待される効果>

- ❑ 発注者体制の補完
- ❑ 適切な予算管理
- ❑ 工期の短縮
- ❑ コストの縮減
- ❑ 遅延リスク等の回避
- ❑ コスト透明性の確保
- ❑ アカウンタビリティの向上
- ❑ 安全・品質の確保
- ❑ 地元復興への貢献

<主な留意点の例>

- ❑ 受注者の適正なマネジメント体制の規模
- ❑ 関係者間の適切なリスク分担のあり方
- ❑ 受注者の善管注意義務や監督権限の範囲
- ❑ 受注者のマネジメント業務に対する評価
- ❑ 請負契約との積算上の差異
- ❑ 予定価格算定根拠
- ❑ コスト算入項目・V E インセンティブ認定基準
- ❑ 適切なフィーの設定基準
- ❑ コスト確認事務等の業務の効率化

復興CM方式の今後の活用に向けた新たな枠組み・課題の整理

復興CM方式の意義

- 復興CM方式は、前例のない大規模災害からの早期復興を進める上で、大幅な工期短縮や被災自治体の発注体制の補完等が大きな課題となったため、通常の公共工事では、一般的に導入されていない「マネジメントの活用」や「コストプラスフィー契約・オープンブック方式」等の新たな活用ツールを導入し、早期の復興や発注者のマンパワーの補完等に寄与。
- こうした早期復興のために特別に導入した仕組みは、災害の多発する我が国において、被災自治体、特に公共工事の発注実績や大規模工事のノウハウの少ない自治体の体制を補完し、早期の復旧・復興を進める上で有用なツールであるとともに、建設工事一般についてもその適用可能性が期待されるため（次頁参照）、今後その活用に向けた検討を進める必要がある。

復興CM方式の適用可能性

復興CM方式は、主として以下のような災害復旧工事の場面での活用が想定されるが、実際の適用に際しては、本研究会で実施した検証や評価を踏まえ、課題についても留意した上で検討する必要がある。

- 地震、津波等により、地域が壊滅的な被害を受け、高台移転等の大規模工事を早期に実施する必要がある場合
- 台風、豪雨等により、道路、河川等の公共施設に多数の被害が発生し、多くの箇所を効率的に実施する必要がある場合
- 地震等で局所的に大きな被害が発生し、技術的難易度が高い工事や未経験の工事への対応が必要となる場合
- 技術系職員が不足している自治体において、一時的な増大が見込まれる工事発注への対応が必要となる場合

一般の建設工事への適用可能性について

復興CMで導入したマネジメントや、発注体制補完、透明性の確保等に資する取組は、復興事業以外の一般の公共工事や民間建設工事においても、事業全体のコスト・工期管理や、一体的業務の実施、最適な発注タイミング、平準化を踏まえた発注計画など、発注者の側からも積極的に評価される利点を有すると考えられるため、次頁以下に示すように、CMRの建設業法上の位置付けや、契約手続き、事務負担の点などに関して引き続き制度的な課題や解決方法を詰め、**一般の建設工事への活用に向けた検討を進めることが必要である。**